

平成 21 年度における e-Tax の利用状況について（概要）

1 e-Tax の利用件数

- 平成 21 年度におけるオンライン利用拡大行動計画の重点 15 手続の利用件数は 1,658 万件（前年対比 116%）と順調に増加

主な手続について

所得税申告	784 万件（前年対比 128%）
法人税申告	127 万件（前年対比 130%）
消費税申告（個人）	55 万件（前年対比 124%）
消費税申告（法人）	145 万件（前年対比 130%）
法定調書	137 万件（前年対比 127%）

2 e-Tax の利用率

- 平成 21 年度におけるオンライン利用拡大行動計画の重点 15 手続の利用率は 45.4%（前年度 36.6%）

〔参考〕 e-Tax の普及拡大に向けたこれまでの具体的な取組

- 第三者作成の添付書類の送付を不要
- 税理士等による代理送信の場合、納税者本人の電子署名の省略を可能
- 電子証明書等特別控除の適用期限を延長
- e-Tax を利用した還付申告書の処理期間を短縮
- e-Tax を利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらう施策を導入
- 所得税確定申告期間について、e-Tax を 24 時間受付するとともに、日曜日もヘルプデスクの受付をするなど納税者サポート体制を強化
- 画面の改善など使い勝手を向上
- 法人税等の申告が集中する 5 月末について、e-Tax の受付時間を延長

○ e-Taxの利用件数について

(単位：件)

			19年度	20年度	21年度	前年対比
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告 ①	3,633,890	6,136,866	7,842,775	127.8%
		法人税申告 ②	510,626	982,505	1,273,465	129.6%
		消費税申告(個人) ③	286,986	443,706	548,523	123.6%
		消費税申告(法人) ④	580,928	1,118,060	1,449,615	129.7%
		酒税申告 ⑤	34,589	39,409	41,904	106.3%
		印紙税申告 ⑥	29,473	65,188	82,161	126.0%
		計(①～⑥)	5,076,492	8,785,734	11,238,443	127.9%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等 ⑦	567,286	976,589	1,226,506	125.6%
		利子等の支払調書 ⑧	5,658	100,489	140,097	139.4%
	申請・届出等	納税証明書の交付請求 ⑨	1,831	6,115	7,992	130.7%
		開始届出書 ⑩	3,545,622	4,449,423	3,965,038	89.1%
	重点15手続全体(①～⑩)		9,196,889	14,318,350	16,578,076	115.8%
うち先行11手続(②+④+⑤+⑦+⑧+⑩)		5,244,709	7,666,475	8,096,625	105.6%	
上記以外の申請・届出等 ⑪		184,205	680,959	1,002,232	147.2%	
納付手続 ⑫		730,328	1,301,227	1,643,847	126.3%	
合計(①～⑫)		10,111,422	16,300,536	19,224,155	117.9%	

(注) 平成19年度の法定調書の利用件数には、光ディスク等を使用して提出された件数は含まれていない。

○ e-Taxの利用率について(オンライン利用拡大行動計画ベース)

		19年度	20年度	21年度	
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告①	18.4%	31.1%	39.7%
		法人税申告②	19.6%	37.7%	48.9%
		消費税申告(個人)③	19.0%	29.4%	36.4%
		消費税申告(法人)④	29.5%	56.7%	73.5%
		酒税申告⑤	72.1%	82.1%	87.3%
		印紙税申告⑥	23.8%	52.6%	66.3%
		計(①~⑥)	19.5%	33.8%	43.2%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等⑦	25.4%	43.7%	54.8%
		利子等の支払調書⑧	2.6%	46.1%	64.3%
	申請・届出等	納税証明書交付請求⑨	0.1%	0.5%	0.7%
		開始届出書⑩	100.0%	100.0%	100.0%
	重点15手続全体(①~⑩)		23.1%	36.6%	45.4%
	うち先行11手続(②+④+⑤+⑦+⑧+⑩)		37.8%	55.3%	65.9%

(注) 利用率は、平成20年9月12日決定の「オンライン利用拡大行動計画」に掲げられた年間平均申請件数を分母として算出している。

《オンライン利用拡大行動計画における目標値等》

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
先 行 手 続 (11 手 続)	37.8%	55.3%	65.9%	—	70% (目標値)		
重 点 手 続 (15 手 続)	23.1%	36.6%	45.4%	—	—	—	65% (目標値)

前 提 条 件	認証基盤等の大幅な拡大 (公的個人認証サービス・電子証明書発行枚数)	200万件	600万件	900万件	1,100万件	1,200万件	1,300万件
	地方税ポータルシステム(eLTAX)の導入	市町村の大部分において導入されること					
	電子納税証明等の電子的受入の普及、 一般的社会慣行化	国、地方公共団体及び金融機関等で電子納税証明等の 電子的受入が普及すること					

(注) 先行手続とは、重点手続のうち3年の計画期間中の取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続をいい、国税関係手続では、法人税申告、消費税(法人)、酒税、法定調書(7手続)、電子申告・納税等開始(変更等)届出の11手続をいう。

これまでの具体的な取組

(添付書類)

平成 19 年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等については、当該書類の提出又は提示に代えて、その記載内容を入力して送信することにより添付省略が可能になった(平成 20 年 1 月より)

(電子署名)

1. 税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略が可能となった(平成 19 年 1 月より)
2. e-Tax を利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅などのパソコンから e-Tax を利用してもらうことを目的とした施策を導入(平成 20 年 1 月より)

(インセンティブ措置)

1. e-Tax を利用した還付申告書について、処理期間を通常の 6 週間程度から 3 週間程度に短縮(平成 18 年 11 月より)
2. 電子認証の普及拡大のための、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の適用期限が延長された(平成 19 年分から平成 22 年分の間でいずれか 1 回適用)。

(運用改善)

1. 法人税等の申告が集中する 5 月末について、e-Tax の受付時間を延長(21 年 5 月実施)
2. 所得税確定申告期間について、e-Tax を 24 時間受付(平成 18 年分確定申告期より)、日曜日もヘルプデスクの受付(平成 22 年 2 月より)をするなど納税者サポート体制を強化

(システム改善等)

1. e-Tax ホームページから確定申告書等作成コーナーへの誘導をより分かりやすくする画面の改善(平成 21 年 12 月実施)
2. 税理士が代理送信する際に納税者情報の再入力を不要とするなど確定申告書等作成コーナーの使い勝手の向上(平成 22 年 1 月実施)